

市有財産へのコインベンダー式複合機設置及び
キッチンカーによる飲食物販売事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和4年4月実施

横浜市緑区

入札物件（コインベンダー式複合機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和4年5月1日～令和9年4月30日（5年間）

物件 番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/年)
04-81-001	緑区寺山町118番地 緑区総合庁舎 (建物内3階 ロビー)	1台	1.00㎡	6,396円

※ 消費税納税事業者の場合、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

※ 電気料金等の光熱水費については、本市負担とします。

【参考】直近の販売実績

コインバンダ―式複合機

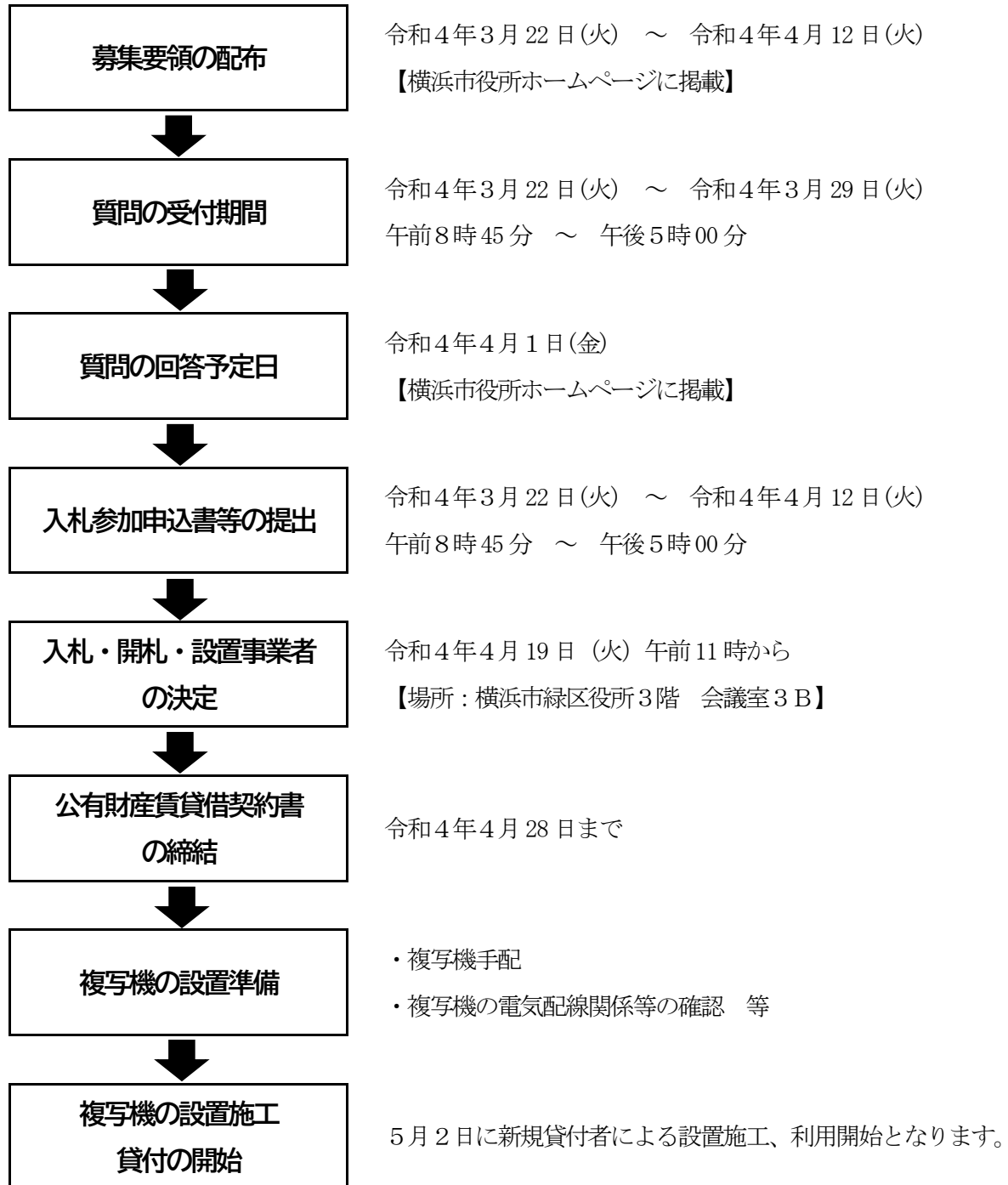
検針日	前回カウント (枚)	検針時カウント (枚)	利用枚数 (枚)	経過日数 (日)	利用枚数 (枚/日)
H30.11.21		72,399			
H31.02.27	72,399	74,006	1,607	98	16.4
R01.05.21	74,006	75,597	1,591	83	19.2
R01.08.22	75,597	77,544	1,947	93	20.9
R01.11.29	77,544	79,400	1,856	99	18.7
R02.02.07	79,400	80,871	1,471	70	21.0
R02.05.25	80,871	82,687	1,816	108	16.8
R02.08.28	82,687	84,699	2,012	95	21.2
R02.11.30	84,699	86,145	1,446	94	15.4
R03.02.09	86,145	87,301	1,156	71	16.3
R03.05.07	87,301	88,921	1,620	87	18.6
R03.08.18	88,921	90,634	1,713	103	16.6
R03.10.29	90,634	91,702	1,068	72	14.8
計			19,303	1073	18.0

【参考】飲食売店※

	金額		金額		金額		金額
R2.11	279,052	R3.02	248,231	R3.05	277,741	R3.08	365,272
R2.12	281,451	R3.03	331,955	R3.06	315,611	R3.09	329,031
R3.01	273,707	R3.04	306,255	R3.07	305,730	R3.10	349,139

※ 地下1階売店（令和4年3月31日閉店予定）の売上金額です。売上金額は売店にて販売している弁当、菓子類、飲料（紙パック）、文具類等の合計金額であり、項目別での金額は把握しておりません。

入札方式による貸付の流れ（概要）



市有財産へのコインベンダー式複合機設置及び キッチンカーによる飲食物販売事業者募集要領

1 入札物件

入札物件、最低貸付料は、「入札物件一覧」（1 ページ）のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）にコインベンダー式複合機を設置し、かつ庁舎職員及び来庁者にキッチンカーによる飲食物を販売し、貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「複合機設置及び飲食物販売運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和元年度及び令和 2 年度において、複合機設置事業又は飲食物販売運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産へのコインベンダー式複合機設置及び飲食物販売事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第 25 条の規定に基づく借地契約）です。

(2) 貸付期間

令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

(3) 貸付物件の用途指定

来庁者の便宜を図るためのコインベンダー式複合機の設置の用途に供さなければなりません。

(4) 飲食物の販売

本市の指定する場所、時間にキッチンカーによる飲食物を販売しなければなりません。

(5) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 貸付物件を複合機設置以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 飲食物において酒類又はその類似品を販売すること。

オ 本市の指定する場所、時間以外で飲食物を販売すること。

(6) 売上報告書の提出

貸付物件に係るコインベンダー式複合機の利用枚数、売上状況及び飲食物の販売食数、売上状況は、年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月15日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

(7) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

(8) 違約金の支払義務

前記(3)から(6)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、複合機設置及び飲食物販売運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札の参加申込

(1) 入札参加申込書等の提出

ア 提出期間 令和4年3月22日(火)から令和4年4月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

受付時間 午前8時45分から午後5時00分まで(正午から午後1時を除く)

イ 提出場所 横浜市緑区寺山町118番地

横浜市緑区総務課(横浜市緑区役所4階43番窓口)

ウ 提出方法 持参。※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

(2) 申込に必要な書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 入札参加申込書

(イ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※入札参加申込日から3か月以内に取得したもの

- (ウ) 代表者の印鑑証明書
- (エ) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出）
- (オ) 市税の納税証明書 ※入札参加申込日から3か月以内に取得したもの
 - ① 法人市民税（申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）
 - ② 固定資産税（償却資産分を含む。直近2年度分）

※市内複数区での課税がある場合は、課税区全ての納税証明書を提出。
- (カ) 財務諸表の写し（直前2年間分）
- (キ) 複合機設置事業又は飲食物販売運営事業実績
（過去2年度分（平成31年4月1日から令和3年3月31日まで））
- (ク) 設置を希望する複写機のカタログ
- (ケ) 営業を予定するキッチンカーの概要がわかる資料
- (コ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

イ 申込者が個人の場合

- (ア) 入札参加申込書
 - (イ) 印鑑登録証明書
 - (ウ) 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出） ※入札参加申込日から3か月以内に取得したもの
 - (エ) 市税の納税証明書 ※入札参加申込日から3か月以内に取得したもの
 - ① 個人市民税（直近2年度分）
 - ② 固定資産税（償却資産分を含む。直近2年度分）

※市内複数区での課税がある場合は、課税区全ての納税証明書を提出。
 - (オ) 破産者でないことの証明書 ※入札参加申込日から3か月以内に取得したもの
 - (カ) 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書 ※入札参加申込日から3か月以内に取得したもの
 - (キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し（直前決算2年間分）
 - (ク) 設置を希望する複写機のカタログ
 - (ケ) 営業を予定するキッチンカーの概要がわかる資料
 - (コ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (3) 一般競争入札参加資格の喪失
- 一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4(2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和4年3月22日(火)から令和4年3月29日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く)

受付時間 午前8時45分から午後5時00分まで

(2) 質問提出方法

質問書(横浜市所定様式)を電子メールにより、次の送付先にお送りください。

送付先: md-yosan@city.yokohama.jp

※電子メールの件名は「【複合機設置及び飲食物販売運営事業者質問書】法人又は個人名」としてください。

(3) 回答予定日

令和4年4月1日(金)までに、横浜市役所ホームページ(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/midori/copyandkitchen.html>)で回答します。

なお、再質問は認められません。

6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年4月13日(水)に、申請者あてに結果を書面で通知します。

なお、参加資格のある方に対しては、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付します。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

7 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和4年4月19日(火) 午前11時から

場所 横浜市緑区役所 3階 会議室3B(横浜市緑区寺山町118番地)

(2) 入札の方法等

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札

イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

ウ 最低貸付料を下回る入札

エ 2通以上の入札をしたもの

オ その他入札要領において無効とするもの

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低貸付料以上の最高の貸付料をもって入札したものを落札者とします。
- イ 開札の結果、落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
- ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - (ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札貸付料」
 - (イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札貸付料」
- エ 落札者、落札貸付料については、横浜市役所ホームページにおいても公表します。
- オ 再度入札は実施しません。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書」（標準契約書）を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

本市が指定する期日までに契約保証金を納付の上、公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

9 コインバンダー式複合機の手続等

契約締結後、借受人は令和4年5月2日から、設置場所で複合機設置及び飲食物販売運営事業が開始できるよう、販売機設置のための準備を行なっていただきます。

(1) コインバンダー式複合機の設置

借受人は、令和4年5月2日に新設、営業開始できるように入替えの準備作業を行ってください。

なお、設置に係る工事費については、借受人の負担とします。

(2) 飲食物の販売

借受人は、令和4年5月2日に営業開始できるように準備作業を行ってください。なお、開始に係る諸経費については、借受人の負担とします。

入 札 要 領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。なお、委任者及び受任者が法人の場合、記載する住所は法人の所在地としてください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また貸付料の記入は算用数字を使用してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低貸付料を下回る入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入のない入札
- 9 入札書の貸付料の記入がないか、貸付料を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則代59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第9条 落札者は、最低貸付料以上の金額で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同額の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第10条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第11条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

物 件 調 査 書

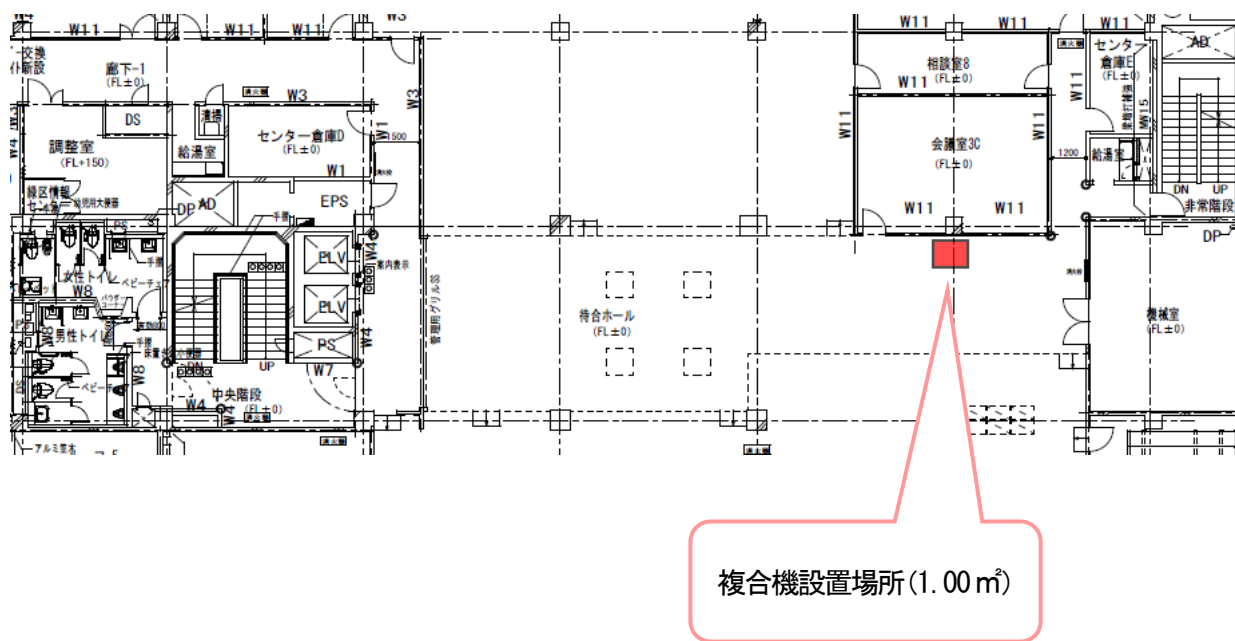
物件番号 04-81-001

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (m ²)	最低貸付料 (円/年)
緑区寺山町118番地 緑区総合庁舎 (建物内3階 ロビー)	1台	1.00 m ²	6,396円

※ 消費税納税事業者の場合、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

※ 電気料金等の光熱水費については、本市負担とします。

【施設配置図（庁舎3階平面図）】



【コインベンダー式複合機の仕様及び保守管理等】

1 複合機及びコインベンダーの基本仕様

設置する複合機及びコインベンダー（以下、「複合機等」という。）の基本仕様は以下のとおりとする。

(1) 複合機の基本仕様

品名	電子複合機
数量	1台
設置場所	横浜市緑区庁舎3階
複写方式	モノクロ
連続複写速度	A4用紙 25枚/分以上
用紙サイズ	A4、A3に対応していること
解像度	600dpi/ 256階調以上
給紙装置	A4、A3用紙を同時にセットが可能であること。
複写倍率	25% から 400% まで 1% 単位で指定できること。
複写濃度	自動及び手動で調整可能であること。
両面コピー	各用紙サイズで可能であること。
自動用紙選択	可能であること。
自動原稿読取	50枚以上連続して両面の読取が可能であること。
コインベンダー	別途コインベンダーを併設し、これにより電子複合機を制御するものであること。
その他	グリーン購入法適合商品であること。 新品であること。 日本語に対応していること。

(2) コインベンダーの基本仕様

品名	コインベンダー
数量	1台
使用硬貨	10円、50円、100円、500円 ただし、新500円硬貨は非対応可。
単価設定	モノクロ ～10円まで
最大投入金額	5,200円以上
	内訳 10円×20枚以上、50円×10枚以上、 100円×20枚以上、500円×5枚以上
釣り銭収納量	自動補給 10円×90枚以上、50円×70枚以上、 100円×70枚以上
動作モード	有料複写と無料複写が、サービスキー等により切替できること。
その他	領収書発行機能があること。 新品であること。

2 保守管理等

- (1) 利用者が常時正常な状態で複写サービスを受けられるよう、所要の保守点検・調整を行い、また、必要な消耗品等を円滑に供給すること。
- (2) 複合機等が故障した場合には、本市からの連絡又は障害時自動通知に基づき、借受人の技術員を概ね24時間以内に派遣し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。
- (3) 複合機等の故障が多発し、本市が必要と認める修理、調整が月4回以上行われかつ借受人の業務に支障を来すおそれがある場合は、協諾の上、借受人は複合機を交換するものとする。
- (4) 複合機等の消耗品は、各複合機まで届けること。
- (5) 保守実施時間は平日9時から17時までとする。

3 その他

- (1) 導入に際して必要な設定は借受人が行うこと。
- (2) 契約終了後複合機等の撤去等は借受人が行うこと。
- (3) 搬入に際して発生した梱包材等の不用品は借受人が持ち帰ること。

【キッチンカーによる飲食物販売の実施概要】

1 実施の概要

(1) 実施内容

キッチンカーによる飲食物（全部又は一部が横浜市内で生産された農畜産物を活用したもの）の販売

(2) 実施場所

横浜市緑区総合庁舎 庁舎前広場（住所：横浜市緑区寺山町118番地）

(3) 実施期間

令和4年5月2日（月）～令和9年4月30日（金）

※ 実施日は、週3日程度とし、

上記期間中の月、火、木曜日のうち区庁舎の開庁日を想定しています。

(4) 実施時間

11時00分から17時00分の間

※ 準備及び撤収を含み、販売時間は事業者の提案によります。

※ 12時00分から13時00分は必ず販売してください。（売切れの場合を除く）

(5) 1日当たりの販売可能台数

1台まで

(6) 販売価格

事業者が定める通常の価格

(7) 付与する許可

庁舎内行為許可（横浜市庁舎管理規則第12条第1項第1号該当）

(8) 補足事項

実施場所に電源はありません。原則、事業者がご用意ください。

2 事業実施に当たっての条件

次の条件を全て満たすこと。

① 販売する飲食物に使用される食器・容器は、使い捨てのものであること。

② 販売する飲食物（全部又は一部）が横浜市内で生産された農畜産物を活用した弁当または弁当に類するものであること。

③ 販売する飲食物にアルコール含有飲料及びアルコール含有菓子類等が含まれていないこと。

④ 区所管事業のパンフレットの配布や掲示等に協力すること。

※ 区所管事業に関するパンフレットは、区から提供します。

⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して実施すること。具体的な対応策は、実施時の社会状況に応じて、市と協議の上、決定します。（例：手指用の消毒液の設置、販売窓口に透明ビニールカーテン等の設置、現金トレーの利用や電子マネーの導入等）

3 営業に当たっての条件

(1) 営業者は次の条件を全て満たす事業者（法人又は個人）であること。

① 当該キッチンカーの販売物に必要な横浜市で有効な食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十

三号)に基づく営業許可証の交付を受けていること。また、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)で義務付けられた表示を行っていること。

- ② 生産物賠償責任保険の保険証を有していること。
 - ③ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為又は不適切な行為が認められないこと。
 - ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (2) 事業内容が次に該当しないこと。
- ① 法令や公序良俗に反する又は反する恐れがある。
 - ② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する。
 - ③ 政治的宗教的な要素を含む。
 - ④ 公共性及び公平性が担保できない。
 - ⑤ 騒音等を発生させ、庁舎の良好な環境を保てなくなる恐れがある。

4 管理運営上の遵守事項

(1) 覚書の締結

事業実施前に飲食物の販売についての必要な事項を定めた覚書を締結します。

(2) 販売日の調整

販売希望開始日の4週間前までに販売希望開始日から12カ月間までの事業概要説明書をご提出いただき、記載の販売希望日に基づき、緑区総務課で調整の上、販売希望開始日の概ね2週間前までに連絡します。ただし、初年度はその限りとしません。

(3) 必要な手続

販売希望開始日の2週間前までに、緑区総務課へ所定の様式及びその他必要書類をそろえて、上記調整を行った日程について一括して行為許可を申請し、許可を得てください。

(4) 禁止事項

緑区庁舎利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに区庁舎を傷つける行為はできません。

(5) 行為許可の取消

行為許可として決定後、本要項3に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(6) 実施の中止

行為許可として決定後、自己都合により、やむを得ず実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面(様式自由)を作成し、申し出てください。

(7) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。